

## 水窪祭り仮装コンクール注意事項

1. 一般の仮装（車両を使わない仮装）
  - (1) 「道路使用許可申請書」は、商工会が一括申請します。但し、下記書類の提出をお願いします。
  - (2) 提出書類
    - ① 責任者を明確に記した書類「仮装申込書」
    - ② 「仮装行列の形態」の写し
    - ③ 「仮装に伴う道路使用区域見取図」に通行区間を記入したものを
2. 車両を使用する仮装
  - (1) 車両の大きさは
    - ① 長さは車検証記載内容の1.5倍以内【最高5.0m以内】
    - ② 幅は2.0m以内
    - ③ 高さは地上から3.5m以内
  - (2) 装飾は
    - ① フロントガラス・運転席側ガラス・助手席側ガラスの通常の視界を妨げないこと。
    - ② サイドミラーの視界を妨げない・ウインカーが確認できること・ナンバープレートが確認できること。また、許可申請書の提出は、警察署交通係と検査の日を打ち合わせ、警察署交通係が車両を検査し、指摘修正箇所がないと判断した後に申請書を提出する手順とします。
  - (3) 提出書類
    - ① 責任者を明確に記した書類「仮装申込書」
    - ② 「仮装行列の形態」の写しに実寸を記したもの
    - ③ 「仮装に伴う道路使用区域見取図」に通行区間を記入したもの
    - ④ 設備外積載許可申請書
    - ⑤ 使用車輛の車検証の写し
    - ⑥ 運転者の免許証の写し
3. 車両等を一般道で走行させる場合
  - (1) 通行場所は
    - ア. 一般道路は、左側を進行すること。
    - イ. 通行止め区間は、道路中央を進行すること。
  - (2) 保安員は
    - ア. 一般道路は、車両等の左側及び前後に配置し、特に後続の一般車両の通行に支障のないように交通整理をすること。（一旦停止する等して後続の一般車両を先に行かせる）
    - イ. 通行止区間は、車両等の左右及び前後に配置し、見物人等の安全に十分注意すること。
    - ウ. 飲酒した者は、従事させないこと。
  - (3) 道路は、人が歩くような速度で進行し、他車両（人）との接触、衝突事故のないようにすること。
  - (4) 道路では、蛇行走行は絶対に行わないこと。
  - (5) 道路を汚損しないこと。
  - (6) 車両移動中は、荷台（けん引含む）に乗せないこと。
4. その他
  - (1) 向市場審査会場では仮装審査の順番を待つ場合、駅前等の広場で待機して交通の妨げにならないよう注意する。

〔天竜警察署よりの指導〕